

令和6年7月31日開催 総合計画特別委員会の意見への対応について

【資料5】

第2期基本計画について(P1～P5)等について

通し 番号	ページ	項目	主な意見	回答	修正の 有無	対応	担当部課	
1	5	(8)DX(デジタル・トランスフォーメーション)について	基本計画の中で「草津市らしさ」をどう表現するかが大事である。DX化の方向が出されているが、全国一律に進めた場合の「草津市らしさ」をどう守り発展させていくのかは課題の1つだと思うが、その辺りの考え方をお尋ねしたい。	総合計画では、共通の部分としてのDXの考え方や進め方を「DXについて」の項目やリーディング・プロジェクトに記載している。「草津市らしさ」は草津市がどういった取組をするかによって現れてくるものと考え、具体的な取組については個別計画で示し、総合計画ではそういった取組を進められるよう、大きな方向性を記載している。	無	—	総合政策部	企画調整課
2		(指標)	指標の決定は各部の判断によるものか総合政策部が全体を見て判断しているのか。全体の指標の統一性、統一感がとれていない。市民が指標を読んで答えやすい、イメージしやすい指標であり、基本方針・施策を推進するうえでの参考となる指標となるよう、総合政策部が調整するべきでないか。	どういった指標が適切かは各施策に応じて変わるので、各所管で適切な指標を判断しており、画一的な指標の設定はしていない。多くの指標は、基本方針の満足度を問うているが、市民意識調査の調査票では、項目名だけでなく、施策の取組も併記しており、市民にわかりやすい表現で記載するなど工夫をしている。	無	—	総合政策部	企画調整課
3		(指標)	各基本方針の指標は市民意識調査の回答によるものだが、満足度の率を出す際に、「わからない」の回答を分母に含むと精度が悪くなり、実態が見えなくなるのではないかと。わからない」の回答もそれはそれで課題だが、正確さを求めるのであれば不安定要素は抜くべきじゃないか。	おっしゃるとおり「わからない」の回答が多い項目もあるので、「わからない」を抜いた場合も試算しながらどちらがいいのか検討したい。	無	「わからない」を抜いて試算すると、「わからない」が多い項目ほど満足度が上昇し、「満足・やや満足」と回答した人が多い項目よりも、「満足・やや満足」と回答した人が少ない項目の方が、満足度が高くなるケースもありました。「わからない」を抜いて集計すると、項目により母数が変わる影響で、同一年度内でも施策間の満足度の比較が難しくなりました。また、年度ごとでも「わからない」の増減により母数が変わり、満足度の変動することが予想でき、同一項目でも経年の比較が難しくなることから、指標は引き続き、「わからない」を含めて集計してまいります。	総合政策部	企画調整課

令和6年7月31日開催 総合計画特別委員会の意見への対応について

【資料5】

分野別の施策について(P.13～182)

通し 番号	基本方 針No.	基本方針名	主な意見	回答	修正の 有無	対応	担当部課	
4	01-01	人権の尊重	今、子どもの人権が特に注目されている。子どもも大人も男性も女性もすべて包括して「すべての人」という記載をしているとは思いますが、子どもの人権の尊重を強調して姿勢を示すことはできないか。	人権に関する課題は、行政施策の各分野にわたる課題である。子どもの人権が重要であることはもちろんではあるが、本市では人権擁護に関する条例・基本方針に基づき、すべての部署において人権を各政策・施策の根底に据えて取り組んでいる。基本方針の「概要」冒頭にも「あらゆる差別をなくす」と記載し、1-1-②「人権の擁護」の概要にも「すべての部署において」という文言を追記した。 この他の基本方針においても人権の尊重を根底においており御理解いただきたい。	無	—	総合政策部	人権政策課
5	01-01	人権の尊重	①(1-1「人権の尊重」か2-1「男女共同参画社会の構築」かどちらの聞か悩んだが)性の多様性に関する理解や尊重といった視点はどこに入るのか。 ②「すべての人権」という言葉にすべて含まれるのだろうか、時代の中で言葉として表記することでメッセージを発出するというのも必要ではないか。	①男女がともに性別かかわりなく力を発揮するということで、男女共同参画センターでもLGBTQに関わる相談を受けるし、人権センターでも相談を受ける。全体として対応する中に両方に含まれていると御理解いただきたい。 ②性の多様性については、1-1「人権の尊重」の概要の「すべての人」に含んでいる。あらゆる人権を擁護するということで、こういった書きぶりとしていることを御理解いただきたい。	無	—	総合政策部	人権政策課
6	02-01	男女共同参画社会の構築	「課題」で「女性が安心して、かつ自立して暮らせるよう取り組む必要があり」とあり、「行政の役割」にも「女性の総合相談窓口として」とある。男女共同参画であるのに、女性に偏りすぎていないか。	男女がともに持てる力を発揮し喜びと責任を分かち合える。男女が安心して生活できる男女共同参画社会の構築を進めている。令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことを受け、女性であるがゆえに悩みを抱えることについて特に明記しているが、「概要」に記載している「男女がともに」は基本としてあり、すべてにかかる。	有	御意見を踏まえ、「私たちの役割(行政)」に記載していた「女性の総合相談窓口」を、男性女性に関わらず様々な悩みの相談事業を実施していることから、「男女共同参画相談窓口」と記載し、修正しました。	総合政策部	男女共同参画センター
7	03-01	子どもの生きる力を育む教育の推進	「現況」で「こども基本法」の施行により、子どもの意見を社会に反映することが求められる」と追記されているが、「行政の役割」に一切変更がないことに疑問を感じる。従前から子どもの意見を聞く取組をされていることと思うが、計画の中に明記することが必要なのではないか。	施策に「社会の形成に参画する力の育成」を置き、スクールESDくさつ推進事業等で、子どもたちに地域の中で活躍できる場面を多く作るなど、子ども自らが意見を表明する機会を学校教育の中で数多く取り入れ、子どもたちが社会に参画する力を育成することをねらいとしている。 従前から各事業において子どもの意見を反映するよう努めているが、「こども基本法」や「こども大綱」が出される中で、子どもの意見を聞くということは改めて注目されていることであり、本市としても「こどもまんなか」の学校づくりを進めていくところであるため、文言の変更を含めて再度検討する。	有	御意見をふまえ、スクールESDくさつプロジェクト等、社会の形成に参画する力を育成する事業の方向性を明らかとするため、3-1の行政の役割の3つ目の項目について、「子どもの心身の健全な成長を支援します」を、「子どもまんなか社会の実現に向けた教育を推進します。」に修正いたします。	教育委員会事務局	学校教育課

令和6年7月31日開催 総合計画特別委員会の意見への対応について

【資料5】

分野別の施策について(P.13～182)

通し 番号	基本方 針No.	基本方針名	主な意見	回答	修正の 有無	対応	担当部課	
8	03-01	子どもの生きる力を育む教育の推進	3-2-②「教職員の指導力と学校経営の充実」の学校における働き方改革の中で子どものウェルビーイングの記載がされているが、3-1「子どもの生きる力を育む教育の推進」にもそもそも子どものウェルビーイングがあるのでは。	3-2-②は、教職員の働き方改革により、教職員に物理的・時間的・心理的ゆとりが生まれ、教職員のウェルビーイングが向上することで子どもに向き合う時間・質が確保され、それにより子どものウェルビーイングの向上が図られるという想定で、働き方改革とウェルビーイングを紐づけて記載したものである。 御指摘のとおり、3-1も子どものウェルビーイングに当然ながら関連するので、3-1にもウェルビーイングを反映できるか検討する。	有	御意見をふまえ、心身の健康だけでなく、社会的な要素も含め満たされた状態を目標とできるよう、3-1の行政の役割について、「子どもが自己を肯定的に受け止め、心も体も健康に活動できる教育」を「子どもの自己肯定感を高め、ウェルビーイングを向上させる教育」に修正いたします。	教育委員会事務局	学校教育課
9	04-01	生涯学習の推進	スクールESDくさつ推進事業は地域との連携が重要になってくる。以前質問をさせていただいた際、答弁のなかで「地域ESD」という言葉が使われていたが、4-1-①「家庭・地域での学びの充実」では、地域協働校推進事業だけで地域ESDという言葉が出ていない。地域ESDの考え方は計画のどこに落とし込まれているのか。	施策4-1-①の概要「子どもと大人が共に学び育つまちづくり」や、「自ら考え、行動できる人材の育成に取り組むことを通し、地域の担い手づくり、持続可能な地域づくりを目指します。」というところで、地域版ESDという言葉は使っていないが、理念を反映させていただいた。	無	—	教育委員会事務局	生涯学習課
10	05-01	文化財の保存と活用	①主要事業として「歴史資料館整備事業」が挙げられていない ②歴史資料館を整備するというのが計画から読み取れない。主要事業として挙げる必要があるのではないか。	①主要事業は予算と整合を図り、予算の事業単位で記載している。歴史資料館の整備は、予算の事業では「歴史資料管理事業」の中に含まれており、その名称で記載している。 ②R6年度の当初予算ではこのような整理となっているため、現時点ではこのような記載となるが、今後、予算の細事業との整合を図り、記載を検討する。	有	①②「歴史資料管理費」を「歴史資料館整備事業費」等の記載とすることについて検討します。	教育委員会事務局	歴史文化財課
11	05-01	文化財の保存と活用	①「文化財の活用」の中には、観光資源としての活用が含まれると思う。「行政の役割」にもう少し積極的に「観光資源としての活用」という視点を入れるべきではないか。 ②「行政の役割」の中に、活用について、おっしゃっていただいたような具体的な文言がある方が、より取り組みやすいのではないか。	①活用については、観光だけでなく、まちづくり、教育、産業振興といった多様な分野に関連することから、「歴史文化の活用」に幅広く包含する形で記載しており、その中には当然、観光振興も含んでいる。 ②現在のところ、活用という表現の中で幅広い分野を包含していきたいと考えている。	無	—	教育委員会事務局	歴史文化財課

令和6年7月31日開催 総合計画特別委員会の意見への対応について

【資料5】

分野別の施策について(P.13～182)

通し 番号	基本方 針No.	基本方針名	主な意見	回答	修正の 有無	対応	担当部課	
12	07-02	福祉の総合的な 相談・支援の充実	(7-1「地域力」のあるまちづくり)にも関連すると思うが) リーディング・プロジェクト「地域の支え合い推進プロジェクト」に、「我が事・丸ごと」など、みんなが当事者意識を持って地域共生社会をつくっていくような記載がある中で、地域の関わりが弱いのではないか。市民・地域の役割の中に、地域が我が事として地域共生社会の参画と一緒に関わっていくような記載があった方がよいのではないか。	いただいた御意見を踏まえ、文面を精査し再度検討する。	有	御意見を踏まえ、「②福祉の総合相談窓口の充実」の概要欄に「世代や分野を超えて「丸ごと」つながる」の文言を追記しました。	健康福祉部	人とくらしのサポートセンター
13	09-01	安心して子どもを 産み育てられる支 援の充実	第1期基本計画では「切れ目のない子育て支援」であったが、基本方針名が変わった理由は。	「切れ目のない子育て支援」では、妊娠から出産、子育て期の施策を挙げていた。「安心して子どもを産み育てられる支援の充実」も、妊娠から出産、子育て期というところでは同じであるが、国の施策等を踏まえ、妊娠期から出産後の経済的支援の充実・伴走型支援により、安心して子どもを産み育てられるよう支援を拡充し、このような基本方針名とした。	無	—	子ども未来部	子育て相談センター
14	09-02	就学前から学童 期までの子育て 環境のさらなる充 実	待機児童が発生しているが、計画の中でどのように対応していくのか。また、新たに「だれでも通園」制度が始まるが、それに対応するような文言がない。	現在、待機児童が発生しているが、9-2-①「就学前教育・保育の量の確保と質の向上」の中で保育の量の確保に取り組んでいく。「だれでも通園」については、国でも制度設計中であるので、国の制度も踏まえ、新しい「こども計画」の中で議論・検討してまいりたい。	無	—	子ども未来部	幼児課
15	09-03	子ども・若者や親 子がいきいき過ご せる場づくり	①「いきいき過ごせる場づくり」という言葉について、居場所づくりが本来の目的であり、安心して過ごせる場づくりの方が大事なのでは。元気に過ごせないとだめなのか。 ②どちらを取り出して伝えるべきか。安全・安心があつてこそ「いきいき」なので、「安心」を前に出すべき。「いきいき」過ごせなくても安心して過ごせる場もある。「いきいき」は市民に伝える言葉として時代に合わないのでは。 ③それだけ前置きをして使わないと、市民には「いきいき」という言葉ではメッセージが伝わらない。今すぐ答えを求めるものではないので検討いただきたい。	①基本方針の「概要」では「安全で安心できる場」という表現を使っており、後半にも「子ども・若者が安全・安心に過ごすことで、いきいきと過ごせる」という要素を含めている。基本方針には「いきいきと過ごせる場」としているが、「いきいき過ごせる場」には「安全で安心できる場」という意味を含んでいる。 ②子どもの居場所づくりについては、現在「こども計画」の策定と併せ議論をしている。子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な経験の中で自己肯定感を持って主体的に活動できる場という意味も含め、いきいき過ごすことが子どもにとっての大きな成長にもなることから、「いきいき過ごせる場」という表現を使っている。	無	居場所づくりについては、安全で安心に過ごしてもらうことは大前提であり、子ども・若者や親子が多様な経験の中で自己肯定感を持って主体的に活動できる場づくりを目指していくというビジョンを示すことが重要であると考えため、基本方針名の変更はいたしません。	子ども未来部	子育て相談センター

令和6年7月31日開催 総合計画特別委員会の意見への対応について

【資料5】

分野別の施策について(P.13～182)

通し 番号	基本方 針No.	基本方針名	主な意見	回答	修正の 有無	対応	担当部課	
16	09-04	子ども・若者を支 える環境づくり	(この基本方針で合っているかわからないが)こどもの声を聞くというのが、国のこどもまんなか社会においても重要な事項となっている中で、「私たちの役割」の中に「当事者の声を聞く」という文言がない。どこかで入れる必要があるのではないかな。	「こども計画」の中でも、アンケート等により子どもの声を聞きながら計画を策定している。現在、計画策定においては子どもの意見を聞いているところであるが、総合計画の中でどのように落とし込むかについては検討する。	有	御意見を踏まえ、行政の役割に「子ども・若者の意見を聴いて施策に反映する」を追記しました。	子ども未来部	子ども・若者政策課
17	09-04	子ども・若者を支 える環境づくり	①「行政の役割」の5つ目「ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要な子どものいる家庭等に対し」と、詳細にどういった方が対象かを書かれているが、今、子ども・若者の分野で課題となっているヤングケアラーやひきこもりといった文言は出ておらず、すべてを記載することはできないということも理解するが、取り残されている印象を受ける。 ②事業内容をよくご存じの方であれば想像できるかと思うが、誰が見てもわかるように記載した方がわかりやすい。 ③ひきこもりについては、第1期基本計画では基本方針「子ども・若者の育成支援」に明記されていたが、第2期基本計画の「子ども・若者を支える環境づくり」からは消えている。9-3「子ども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり」にひきこもりという文言があるものの、居場所に行くためには、まず家から出る支援が必要であり、9-4にも大きく関わる課題であるので、そこも踏まえて検討いただきたい。	①直接ヤングケアラーという文言の記載はないが、「行政の役割」の2つ目「教育や福祉などの様々な分野が連携し、切れ目ない支援を充実させる」という中にケアラーの支援を含めて表記している。ケアラーは子ども未来部だけでなく教育分野や福祉分野との連携の下、また虐待防止の観点など複合的な観点から進めていく必要もあり、こうした表記としている。 ②③市民にわかりやすいよう検討する。	有	①②③「ヤングケアラー」や「ひきこもり」といった特定の支援に関わらず、困難な状況にある子どもや若者への支援を充実させる意味で、行政の役割の2つ目「教育や福祉などの様々な分野が連携し、切れ目のない支援を充実させます」との記載をしています。 文言については、「困難な状況にある子ども・若者」という表現で追記しました。	子ども未来部	子ども家庭・若者課
18	11-01	共に生きる社会 の推進	11-1-③の概要に「成年後見制度や虐待防止対策事業の推進等に努め」とあるが、成年後見制度にはデメリットもある。本来であれば社協や地域が見守っていくべきではないかと思う。成年後見制度を推進していくのか。事業名が「成年後見制度利用支援事業」であるように、もっとやさしい表現にすべきではないか。	御指摘を踏まえ、書きぶりを検討する。	有	御意見を踏まえ、「11-1-③の概要」を下記のとおり修正しました。 「…障害と障害のある人についての理解促進を図るとともに、成年後見制度の利用支援や虐待防止対策事業の推進等に努めます。」	健康福祉部	障害福祉課

令和6年7月31日開催 総合計画特別委員会の意見への対応について

【資料5】

分野別の施策について(P.13～182)

通し 番号	基本方 針No.	基本方針名	主な意見	回答	修正の 有無	対応	担当部課	
19	12-01	自助・共助による 防災対策の充実	(12-2災害に強いまちづくりにも関わるかと思うが) 12-1の「市民の役割」の中に住宅の耐震補強という文言が出てくるが、災害に強いまちづくりという観点から、行政の役割として周知・啓発などの視点を記載すべきではないか。	耐震補強に関してはシェルターなどの補助を実施しており、個別の周知は行っているものの、書きぶりについては検討する。	無	行政の役割の中で、「市民・自主防災組織の防災意識の高揚につながるよう、平時から啓発活動を進めます」の記載の中に周知・啓発の視点が含まれることから、そのままの記載といたします。	総合政策部	危機管理課
20	12-02	災害に強いまち づくり	近年、「レジリエンス」という言葉をよく聞く。「レジリエンス」という文言を明記し、草津市としても、災害が起こった後の復興力についても意識を持つべきではないか。	復興に関しては自身の自治体の力だけでなく、受援の方も含めて地域防災計画の見直しをかける予定をしており、総合計画への記載を検討する。	有	レジリエンスの観点を踏まえ、私たちの役割に行政「災害時における受援計画等の見直し等を図ります。」事業者等「事業継続計画(BCP)の策定や見直しを進めます」をそれぞれ追記いたします。	総合政策部	危機管理課
21	12-02	災害に強いまち づくり	①エネルギーのことが書いていない。災害に強いまちづくりから、被災後のことまで考えると市内でエネルギーを確保する取組は必要だと思われるが、市内で電力を生産・消費するシステムをつくり、防災に生かすような考えはあるのか。 ②災害時に市外から燃料を手に入れるのではなく、市内の各家庭における太陽光発電や電気自動車の整備を推進するなど、防災と環境の取組を一緒に進めていく必要があるのではないか。	①災害時の停電等に備え、「行政の役割」にも記載しているとおり、防災備蓄の整備を進めており、その中で蓄電池の増強を進めていきたいと考えている。また、燃料にかかる防災協定等についても積極的に推進していきたい。 ②総合計画では大きい方向性を示しており、細かい事業・取組の内容は個別の計画で議論していく。	無	—	総合政策部	危機管理課
22	12-03	治水対策の推進	①治水対策について、今は国も県も流域治水という考え方がメインになっているが、そのあたりを計画に盛り込まないのか。 ②滋賀県は国に先駆けていち早く流域治水対策条例を作った。今、国でもその方針になっている以上、市のこれから4年間の計画・方針には絶対入れてほしい。そうでなければ、誰も「流域治水」という言葉すらわからない。「流域治水」を知っている人が少ない中で国のメインの方針になっていることから、総合計画に入れてほしいとかなり強く思っているの、検討の結果は良いが、検討していただきたい。流域治水については都市計画部とも連携して、しっかりと盛り込んでいただきたい。	①国交省の流域治水プロジェクトによりハード対策・ソフト対策が必要であることは認識している。総合計画には主にハード対策のことを記載している。ソフト対策については、令和3年度にハザードマップを作成し、水位計の設置を県に要望するなど、避難体制の強化を図っているが、まだまだな部分もあり、今回は「適切な維持管理」という記載をしている。 ②令和2年に宅建業法が改正され、重要事項説明にハザードマップを活用した水害リスクの説明が義務付けられた。そういう部分では検討することはできると思う。	有	御意見を踏まえ、12-03の「現況」を下記のとおり変更いたします。 「排水能力が不足している河川・排水路等が、市内に一定あり、大雨時に河川等の氾濫が危惧されることから、近年の気候変動の影響により激甚・頻発化する水害等に対し、河川流域全体で水害を軽減させる治水対策である流域治水を推進しています。」	建設部	河川課

令和6年7月31日開催 総合計画特別委員会の意見への対応について

【資料5】

分野別の施策について(P.13～182)

通し 番号	基本方 針No.	基本方針名	主な意見	回答	修正の 有無	対応	担当部課	
23	12-01～ 12-03	(防災)	①防災の分野の全体を見ると、どちらかという とソフトよりの方針となっている。水道の分野 などにも災害対策という記載はあったが、防 災という観点から、この分野に、避難所、トイ レトレーラーのようなハード的な要素は入れる 必要はないのか。ほかの分野に入っているの か。 ②今年の能登半島地震など、想定よりも被害 が大きくなることは実例としてある。既存の避 難所などについて、この4年間の方針の中に 防災の観点からハード的な増強という考えは 必要ないのか。	①ハードを避難所と捉えると、避難所については 既存のインフラをいかに活用するか、そこを自 助・共助の中でいかに運営していくかのソフトが 重要ということで総合計画には記載している。防 災に特化して施設を整備するよりも、平時と非常 時がつながりながらインフラ整備をしていくことを 考えている。 ②既存の設備の改良は都度必要であるし、トイ レトレーラーのような特化した施設の整備も必要 であると考えている。御指摘の内容については、 部局横断的な連携が肝要であり、能登半島地震 を踏まえ、地域防災計画や国土強靱化計画のと りまとめを進める。総合計画は市民よりの記載を しており、内部部局の強靱化にかかる取組は個 別計画で実施してまいりたい。	無	—	総合政策部	危機管理課
24	13-01	暮らしの安心の確 保	13-1-③施策の概要や主要事業から「公道上 の小動物死骸処理」はなぜ消したのか。別の 基本方針に移ったのか。	小動物死骸処理事業については、生活衛生に かかる事業でありこの施策に紐づく事業であるも の、第2期基本計画においては主要事業か ら、その他の一般の事業に位置付けたもの。	無	—	まちづくり協働課	生活安心課
25	18-01	農業の振興	「現況」に下笠町が追記されているが、あえて 追加されたのは、新たな方向性が何かあるの か。	新たなものがあるわけではないが、ハウス団地 が北山田町と下笠町にまたがって形成されてい るので、現状に合わせ追加した。	無	—	環境経済部	農林水産課
26	23-02	職員力の向上	「職員力の向上に満足している市民の割合」 を指標としているが、「職員力」が市民にわか るか。行政の理屈による指標になっている。市 民に伝わる伝え方、表現をしないといけない。	指標については、基本方針である「職員力の向 上」の満足度を市民に何うという形で、第1期基 本計画から継続した指標としている。 市民意識調査では、各基本方針の満足度を伺っ ており、調査票には、基本方針ごとに具体的な 取組内容を記載している。基本方針の概要と具 体的な取組内容を見て、満足度を判断いただく 形となっており、項目名だけを見て市民に判断い ただく形にはなっていない。調査票では取組内 容を市民にわかりやすい記載となるよう工夫して いる。個別計画等の成果指標は、より細かい聞 き方になるかと思うが、ここでは総合計画の大 きい視点で満足度・重要度は考えていきたい。	無	—	総合政策部	職員課

令和6年7月31日開催 総合計画特別委員会の意見への対応について

【資料5】

分野別の施策について(P.13～182)

通し 番号	基本方 針No.	基本方針名	主な意見	回答	修正の 有無	対応	担当部課	
27	23-03	行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現	23-3-①「行政経営改革の推進」の中に「DXの推進などに取り組めます」とある。今回、DXはリーディング・プロジェクトで横串を刺し、第2期基本計画の大きな柱になっているが、この書きぶりではそういったところが見えない。DXの推進を施策に取り上げるべきではないか。	23-3-③では、行財政マネジメントとして、この基本方針の中での行政経営改革とDXの推進をうたっている。DXの推進については、現在、情報化推進計画の次期計画の策定をしており、この中で個別の取組については記載をしていく。	無	—	総合政策部	経営戦略課
28	23-03	行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現	「課題」に「広域連携をさらに進めていく」とあるが、ここで言う広域連携とはどの程度の広域か。新たな広域連携をしていくことを含めているのか。	広域については、例えば湖南広域や草津線沿線、草津栗東など、分野ごとに必要な連携の範囲が異なるものである。必要があれば新たな連携を広げていくものと考えている。	無	—	総合政策部	企画調整課